

新年あけましておめでとうございます。清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は、当事務所に対し、格別のご厚情を賜り、ありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年の干支は『羊』。羊は人との関わりが深い動物で、旧約時代の昔は神に捧げる生贄として、現代では、北海道の代表的な「成吉思汗」として食用に、さらに羊毛や毛皮など人間にとってなくてはならないとても身近で貴重な動物です。

性格は、おとなしく善良な動物で、同じ行動をとり、群れをなして暮らすことから「家族の安泰を示しつつ、平和に暮らす」ことを意味しているといわれています。

そんな羊にあやかり、皆様の事業や家庭が平穏で幸多い年でありますことを心よりご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

税理士 佐々木 英子

相続税が増税となりました

本年1月1日以後発生 of 相続から、先の税制改正により、基礎控除が従来の60%になるなど、実質増税となりました。この改正については、新聞・雑誌でも数多く取り扱われているため、ご存じの方も多いかと思われます。

この改正により、一般的な所得のサラリーマンであっても、所有する資産によっては、残された家族が相続税の申告をしなくてはならないケースも出てきます。札幌国税局管内では、今回の改正で相続税を申告すべき相続人が従来の1.5倍程度増加すると見込まれています。

しかし、相続税の申告は、一生のうちで何度も経験するものではありません。

このため、相続を他人事のように感じてしまい、特段の整理等をされてこなかったため、ご自身が亡くなってから、残された相続人が途方に暮れてしまうというケースが多々見受けられます。

当事務所でも、遺言書の作成サポートをはじめとして、残される大切なご家族のために、自身に万が一の事があっても周囲に迷惑をかけないように、お元気なうちに行動されているお客様のお手伝いをさせていただいています。

「相続」を「争続」にしないためにも、生前に対策を練っておくことが、これまで以上に重要になってきます。

サポートの内容等の詳細は、当事務所ホームページにてご確認くださいか、当事務所までお気軽にご連絡ください。